

## 三田市社会福祉協議会聴覚障害者等通訳者独自派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して三田市で実施されている三田市手話通訳者派遣事業及び三田市要約筆記者派遣事業の補完的役割として、聴覚障害者等が地域社会において主体的に行動し、生きがいのある生活を送ることができるよう手話通訳者等及び要約筆記者（以下「通訳者」という。）を派遣し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、三田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とし、その責任のもとにサービスを提供する。

(派遣対象)

第3条 この事業の目的を達成するために、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「団体」という。）が主催する総会、大会、講演会、会議等に通訳者の派遣を行うことができる。

- (1) 三田市
- (2) 三田市教育委員会
- (3) 上記の他、社協会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた団体

(派遣の申請等)

第4条 通訳者の派遣を受けようとする団体は、派遣を受ける日の1か月前までに三田市社会福祉協議会通訳者独自派遣依頼書（様式1）により会長に申し出なければならない。

2 会長は、前項の規定による申し出があった場合において、適当と認めるときは通訳者の派遣を行う。

(コーディネーターの設置)

第5条 この事業を円滑に実施するため、通訳者の選定及び関係機関等との連絡調整などを行うコーディネーターを地域福祉課福祉事業係に配置するものとする。

2 コーディネーターは職務を全うできる通訳技術の条件を有する職員とする。

(通訳者の登録)

第6条 この要綱に基づき派遣する通訳者は、別に定める「三田市手話通訳者・要約筆記者登録試験実施要綱」に基づいて実施した試験（以下、「選考試験」という。）に合格した者で、社協登録職員として現に登録している者とする。

2 前項の規定に関わらず、選考試験の合格基準には満たないが、意欲を持って通訳者を目指す者（以下、「通訳者補佐」という。）を社協に登録することができる。

3 通訳者補佐は通訳者を補佐し、比較的軽易な通訳を担当する。

(派遣費用の負担及び通訳者、通訳者補佐の報酬)

第7条 団体は、第4条第2項に基づき、通訳者及び通訳者補佐の派遣を受けた場合は、別表1に定める額（以下、「派遣活動費」という。）を社協へ支払う。

2 社協は、活動した通訳者及び通訳者補佐に対し、前項の派遣活動費で報酬に相当する額を支給する。

3 第1項の規定に関わらず、会長が認めた場合は派遣活動費の支払いの一部または全額を免除す

ることができる。また免除した派遣活動費で報酬に相当する額の不足分は社協が負担する。

(通訳者及び通訳者補佐の責務)

第8条 通訳者及び通訳者補佐は社協からの指示に基づき活動を行うものとする。

- 2 通訳者及び通訳者補佐は、常に聴覚障害者等の人権を尊重して活動を行うものとする。
- 3 通訳者及び通訳者補佐は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行するものとする。
- 4 通訳者及び通訳者補佐は、指示された活動が終了した時は社協に対して遅滞なく手話通訳・要約筆記独自派遣活動報告書(様式2)を提出するものとする。
- 5 通訳者及び通訳者補佐は、活動を通じて知りえた秘密及び個人のプライバシー等はこれを第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 通訳者及び通訳者補佐は、職務地位を利用して政治、宗教その他営利を目的とした行為をしてはならない。
- 7 通訳者及び通訳者補佐は、社協の実施する研修会に参加し、資質を高めるよう研鑽に努めなければならない。
- 8 通訳者及び通訳者補佐は、活動が行えない事情が生じた時は、直ちに社協に申し出て判断を仰ぐものとする。

(実施主体の責務)

第9条 社協は、通訳者及び通訳者補佐の資質向上のために、研修会を実施するものとする。

- 2 社協は、活動内容に応じて複数の通訳者を派遣するなどして活動が過度な負担にならないように努めなければならない。

(要約筆記で使用する機材)

第10条 要約筆記で使用する機材の一部については当面の間、ボランティアグループ「三田サマリー」が所有する機材を社協が借用し使用する。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年8月22日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(別表 1)

## 通訳者及び通訳者補佐の派遣活動費

【通訳者】《 活動費＋移動費＋交通費＝通訳者派遣活動費 》※一人あたりの費用

○活動費 《 (活動時間数－休憩時間数) × 時間単価＝活動費 (小数点以下切上げ) 》

項目	範囲	1時間の単価
時間内	月曜日から土曜日の9時から17時まで	930円
時間外	日曜日もしくは祝日、月曜日から土曜日の17時から次の日の9時まで	1,160円

※1時間以下の端数処理等について

以下のとおり15分ごとに切捨てをし、合計の時間数を算出する。なお、要約筆記者に限っては機材設置及び撤収にかかる時間として活動開始前30分及び活動終了後30分を加算し、活動時間数に含めて算出する。

0～15分未満	0時間
15分以上～30分未満	0.25時間
30分以上～45分未満	0.5時間
45分以上～60分未満	0.75時間

※休憩時間について

活動時間が5時間30分以上になる場合は、以下の時間を休憩時間として活動時間から差し引く。時間内と時間外にまたがった活動を行った場合は、時間の多い方から差し引くことにする。

5時間30分以上～6時間未満	0.5時間
6時間以上～8時間未満	0.75時間
8時間以上	1時間

○移動費 《 1時間を越えた往復移動時間数×930円＝移動費 》

往復の移動時間が1時間を超える場合にのみ、1時間あたり930円の移動費が発生する。ただし、手話通訳者は通訳者自宅から現地まで、要約筆記者は通訳者自宅から三田市総合福祉保健センターまでの時間とする。

○交通費 《 (移動距離数×交通手段単価)＋公共交通機関実費＝交通費 》

手話通訳者は通訳者自宅から現地まで、要約筆記者は通訳者自宅から三田市総合福祉保健センターまでの移動距離数を交通手段ごとの単価に乗じた額、あわせて公共交通機関を利用した際は、かかった実費を交通費とする。なお、要約筆記者については三田市総合福祉保健センター以外で行う活動の場合にのみ、三田市総合福祉保健センターから現地までの通訳者の移動及び機材搬送時についても同様の条件で交通費が発生する。

交通手段	単価
自動車	35円
バイク	15円
自転車	9円
徒歩	0円
公共交通機関	実費

【通訳者補佐】《 活動費＋交通費＝通訳者補佐派遣活動費 》※一人あたりの費用

○活動費

項目	範囲	単価
半日	12:00までを午前、12:00以降を午後 ※時間数は問わない	500円
1日	午前と午後をまたがる時 ※時間数は問わない	1,000円

○交通費

交通費の算出方法については通訳者と同様とする。

【その他の費用】※1回あたりの費用

要約筆記にかかる消耗品 (OHP ロール、ペンなど) 相当分として以下の費用が発生する。

項目	範囲	単価
半日	12:00までを午前、12:00以降を午後 ※時間数は問わない	500円
1日	午前と午後をまたがる時 ※時間数は問わない	1,000円